小6 社会 政治 穴うめ（20問）　版Pの答え

※ 漢字でもひらがなでも正解です。答えの下の（　）内の言い方でも正解です。

（　　）に入る言葉を、右の欄に書きましょう。

(1) 天皇が行う憲法で定められた仕事を（　　）という	国事行為
(2) 日本国憲法では主権は（　　）にある	国民
(3) 日本国憲法は（　　）11月3日に公布された	1946年 （昭和21年 でも正解）
(4) 戦争の放棄を定めた憲法の条文は（　　）である	第9条 （9条・第九条 でも正解）
(5) （　　）には解散がない	参議院 （参院 でも正解）
(6) 国会が作る国のきまりを（　　）という	法律
(7) 国会で話し合いをする人を（　　）という	国会議員 （議員 でも正解）
(8) 内閣の最高責任者を（　　）という	内閣総理大臣 （首相・総理大臣 でも正解）
(9) 内閣の方針は（　　）で決められる	閣議
(10) （　　）は内閣が指名し、天皇が任命する	最高裁判所長官 （長官 でも正解）
(11) 最高裁判所の裁判官は（　　）を受ける	国民審査
(12) 最高裁判所の裁判官は長官をふくめて（　　）である	15人 （15名 でも正解）
(13) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という	三審制
(14) 裁判の最後に裁判官が（　　）を言いわたす	判決
(15) 衆議院が内閣の（　　）を決議すると、内閣は総辞職か解散を選ぶ	不信任 （内閣不信任・不信任決議 でも正解）
(16) 国会はふさわしくない裁判官をやめさせる（　　）を行う	弾劾裁判 （弾劾裁判所・だんがい裁判 でも正解）
(17) 選挙で投票できるのは（　　）からである	18さい （18歳・満18さい でも正解）
(18) 投票や開票の仕事は（　　）が行う	選挙管理委員会 （選管 でも正解）
(19) 市の政治の責任者は（　　）である	市長 （市町村長 でも正解）
(20) 市の仕事の費用は（　　）などでまかなわれる	税金 （税 でも正解）